

他職適となった社員に運転士の道が開ける！ 運転士復帰への強制はしない！！

「医学適正検査視器検査における視力判断基準の一部 改正に伴う運転士養成等について」業務委員会開催

本日、「医学適正検査視器検査における視力判断基準の一部改正に伴う運転士養成等について」の業務委員会を開催しました。

会社の説明は以下の通りですが、本部は「運転士復帰にあたっては希望を尊重し、強制はしない」ことを強く訴え、会社は「希望を尊重する」と回答し、労使相互で確認しました。

会社説明

健康診断等実施取扱細則における医学適正検査視器検査の改正（平成24年4月1日）に伴い、下記のとおり、旧視力判定基準を満たさなかったことにより、医学適正検査の結果が他職適となった社員の一部に対して、再度運転士養成又は運転士への復帰の機会を設ける。

1. 対象者

平成17年度の運輸系統の社員運用の変更に伴い実施した医学適正検査以降の医学適正検査（運転士養成に関わる臨時検査又は運転士の定期検査）において、旧視力判定基準を満たさなかったことにより医学適性検査の結果が他職適となった社員のうち、平成24年7月1日時点で以下の条件を満たす者

- （1）現業機関に在籍する一般社員であること（管理者を除く）
- （2）休職中ではないこと
- （3）いわゆる「駅異動」を経験していないこと
- （4）当該他職適の原因が旧視力判定基準を満たさなかったことのみである

こと

(5) 視力判定基準改正後に運転士養成に関わる臨時検査の受検機会がないこと

※ ただし、今後において上記条件を満たさなくなった者及びその他会社が乗務できない状況にあると判断した者は対象外とする

2. 運転士養成時期

平成25年度以降

※ ただし、定期検査で他職適となった社員の運転士復帰時期については、次項の適性検査を実施して以降順次とする

3. 医学適性検査（臨時検査）及び運転適性検査

対象者のうち運転士養成又は運転士への復帰を希望する者に対して順次実施する

※ 各社員の受検回数は原則今回の1回限りとするが、適性検査に合格したうえで運転士養成に至らなかった場合はこの限りではない

主なやり取り

組合：対象者は何人いるのか。

会社：23名いる。

組合：地区別の内訳は。

会社：東海鉄事12名、三重支店3名、静岡支社3名、新幹線鉄事3名、関西支社3名である。

組合：養成は運転士養成計画にプラスして行うのか。

会社：前段で希望調査を行う。希望者が何人になるのかは分からない。養成計画とのバランスを考えて行う。

組合：今回、運転士の道を開いた根拠は何か。

会社：3職種（駅、車掌、運転士）をやってもらうのが望ましい。今回の基準の改正で、再度機会を与えた。

組合：対象者となっている社員の職種は何か。

会社：全員車掌である。

組合：運転士の要員が不足しているから運転士を養成するのか。

会社：結果論になる。要員上プラスになるものではないが、要員需給を考えて行うものではない。あくまでも3職種を経験するのが望ましい。

組合：会社は社員運用で3職種は強制してきた。今回は希望ということになると矛盾していないか。

会社：すでに車掌でやると意思を固めている。無理矢理運転士をやらせるものではない。心情に配慮した。

組合：23名のうち、運転士で定期検査によって他職適になった社員、運転士登用の検査が合格しなかった社員の内訳は。

会社：定期検査で降りた社員は2名、その他21名は登用時の検査である。2名の内訳は、三重支店と関西支社で1名ずつで、関西支社の1名は国鉄採用である。23名のうち国鉄採用者はこの1名である。

組合：今回の提案は社員からの要望があったからなのか。

会社：調査はしていないし、要望も聞いていない。

組合：希望調査はいつ実施するのか。

会社：直ぐに行う。

組合：運転士復帰にあたり、強制はしないことを確認してよいか。

会社：強制はしない。

組合：本社では「強制はしない」と言っても、現場では「3職種が望ましい」として、無理矢理受検させようとする姿勢があるのではないか。現場で強制することが無いようにするべきだ。

会社：強制はしない。現場を指導していく。

組合：運転士復帰にあたり、現場での充実した教育を行うこと。

会社：その認識は同じである。

以 上